

市民税非課税世帯であることを証明する書類の例

令和8年度 介護保険料納入通知書(3枚目)

1枚目

様式第39号(第27条、第30条の2関係)
047-8660
北海道小樽市
花園2丁目12番1号

※ ■

みほん

令和 8年 6月15日

小樽 太郎 様

小樽 市長

迫 俊 哉



令和 8年度 介護保険料納入通知書 (兼 特別徴収開始通知書)

令和 8年度分の介護保険料を次のとおり決定 (変更) しましたので通知します。

被保険者番号	0000123456	被保険者氏名	小樽 太郎
生 年 月 日	昭和13年 4月 5日	性 別	男
住 所	北海道小樽市花園2丁目12番1号		
決 定 年 月 日	令和 8年 6月 1日		
決 定 理 由	確定賦課		

1

3枚目

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③-④ (端数処理後)
4月 ~ 3月	12	第2段階	28,670 円	28,670 円	0 円	28,670 円

保険料段階の算出根拠

本人課税区分 非課税	世帯課税区分 非課税	生活保護 受給なし	老齢福祉年金 受給なし	公的年金等の収入金額 900,284 円	合計所得金額 0 円
---------------	---------------	--------------	----------------	-------------------------	---------------

※介護保険法施行令第24条及び第25条の規定によるものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

<問合せ先>

小樽市福祉保険部 介護保険課計画・保険グループ
小樽市花園2丁目12番1号
TEL: (0134) 32-4111 内線 454

審査請求及び取消訴訟の提起

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内に、小樽市(訴訟において小樽市を代表するものは小樽市長となります。)を被告として、札幌地方裁判所に対してすることができます。ただし、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消訴訟を提起することができなくなります。
- 取消訴訟は、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②この決定により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

「本人」、「世帯」の両方に「非課税」と記入されている場合は、予防接種実施医療機関に提示すると自己負担額が免除されます。